

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 84 金融商品会計実務指針及び同 Q&A の改正について

日本公認会計士協会から平成 27 年 4 月 16 日付で、「金融商品会計に関する実務指針(以下、「実務指針」という)」と「金融商品会計に関する Q&A(以下、「Q&A」という)」の一部改正が公表されました。

これまで実務指針及び Q&A で明示されていなかった「異なる商品間でのヘッジ取引の可否」と「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」の取扱いを明確にし、周知することを目的とした改正です。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 異なる商品間でのヘッジ取引の可否

異なる商品間でのヘッジが認められるか否かに関して、「他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段とすることができる」ことが明記されました(実務指針 143)。

また、結論の背景において、「利用可能なデリバティブ取引に制約がある場合には、ヘッジ対象と価格変動が類似する商品のデリバティブ取引をヘッジ手段として利用することが認められている」ことが明記されました。さらに、具体例として、ヘッジ石油関連商品をヘッジ対象としてヘッジを行う場合に、流動性が高く価格変動が類似する原油関連のデリバティブを用いる場合などが該当する可能性があるとされ、この場合、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的な関係や価格変動の推移から、ヘッジの有効性を事前に予測しておく必要があるとされています(実務指針 314-2)。

(2) ロールオーバー取引に関するヘッジ会計の適格性

Q&A において、ヘッジ対象により先にヘッジ手段であるデリバティブ取引が一度決済され、改めてヘッジ手段として同一内容のデリバティブ取引を行う場合、すなわち、デリバティブ取引の「ロールオーバー」が行われた場合のヘッジ会計適用上の取扱いが追加されました (Q&A59-2)。

Q&A では 6 か月後の商品輸入取引について商品スワップ契約により価格変動リスクをヘッジしているケースにおいて、船積みの遅延から到着が遅れた場合に改めて到着見込時期

の価格変動リスクをヘッジするために新たな商品スワップ契約を締結した場合のヘッジ会計の適用について解説しています。

回答の中では、上記の取引が「ロールオーバー」と呼ばれる取引の一例であるとして、当初の商品スワップ契約が実際の商品の到着より先に決済されることはヘッジ会計の中止に該当し、引き続き当初のヘッジ指定時に特定された商品の予定取引の実行が見込まれることから、それまでに繰り延べたヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、ヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで引き続き繰り延べることとされています。

ただし、予定取引が実行されないことが明らかになったときは、当該損益又は評価差額を当期の純損益として処理することとされています。